

令和2年10月1日から

紹介状がないと・・・

初診時加算料

825円 → 5,500円

診療報酬制度の改正に伴い、変更になります。

次に該当する方は初診時加算料の負担はありません。

- ◆当院で継続的に治療を受けている方
- ◆高尾野診療所、野田診療所、上場診療所の患者さん
- ◆国の公費負担医療制度(水俣病、難病等)の受給対象者
- ◆重度心身障害者医療費助成制度の受給対象者
- ◆公的な制度に基づく健康診断で精密検査受診の指示を受けた方
- ◆救急の患者
- ◆労働災害、公務災害、交通事故で受診する方
- ◆災害により被害を受けた方
- ◆腎臓内科等、近隣地域にない診療科を受診する方

初診の時は紹介状をお持ちください。